



島根県報

平成23年3月11日（金）
号外第25号
（毎週火・金曜日発行）
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【条 例】

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例	（総 務 課）	12
島根県公文書等の管理に関する条例	（ 〃 ）	13
島根県情報公開条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）	29
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	（人 事 課）	30
非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）	31
職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）	32
地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	（警 察 本 部）	34
島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例の一部を改正する条例	（人 事 課）	35
島根県特別会計条例の一部を改正する条例	（財 政 課）	36
島根県産業廃棄物減量税条例等の一部を改正する条例	（税 務 課）	37
島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する 条例	（情 報 政 策 課）	38
島根県手数料条例の一部を改正する条例	（廃棄物対策課）	39
島根県農業技術センター分析等手数料条例の一部を改正する条例	（農 業 経 営 課）	41
島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例	（斐伊川神戶川水防課）	42
島根県営住宅条例の一部を改正する条例	（建 築 住 宅 課）	49
島根県企業局職員定数条例の一部を改正する条例	（企業局総務課）	51
県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	（教育庁総務課）	52
市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）	58
県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条 例	〔 高 校 教 育 課 〕 〔 義 務 教 育 課 〕	59
県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例及び県立学校の教育職員 及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	（高 校 教 育 課）	60
島根県立青少年社会教育施設条例の一部を改正する条例	（社 会 教 育 課）	61

公布された条例等のあらまし

◇貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例（条例第2号）

1 条例の概要

(1) 専修学校進学者特別支援資金関係（第2条関係）

専修学校進学者特別支援資金の返還債務の免除の対象となる財団法人島根県育英会が貸し付けた資金を受ける専修学校進学者に、平成22年度中に高等学校、特別支援学校の高等部又は中等教育学校を卒業し、かつ、平成23年度中に専修学校（専門課程に限る。）に入学した者を加えることとした。

(2) 看護学生修学資金関係（第2条関係）

看護学生修学資金の返還債務の全額免除の条件である医療施設等における業務従事の期間について、島根県の区域外に所在する養成施設のうち看護師を養成するものに在学する者（通信制の課程に在学する者を除く。）で、平成22年度から平成25年度までの間に貸付金の貸付けを受けたもの（規則で定める者に限る。）にあつては、3年間とすることとした。

(3) その他規定の整理

2 施行期日

1の(2)及び(3)については公布の日から、1の(1)については平成23年4月1日から施行することとした。

◇島根県公文書等の管理に関する条例（条例第3号）

1 条例の概要

(1) この条例は、公文書等の管理に関する基本的事項を定めることにより、公文書の適正な管理及び特定歴史公文書等の適切な保存、利用等を図り、もって県政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、県及び県が設立した地方独立行政法人の有するその諸活動を現在及び将来において説明する責務が全うされるようにすることを目的とすることとした。（第1条関係）

(2) 次のとおり定義規定を設けることとした。（第2条関係）

ア 実施機関とは、知事、病院事業管理者、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会並びに県が設立した地方独立行政法人をいうこと。

イ 公文書とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして当該実施機関が管理しているものをいうこと。

ウ 歴史公文書とは、歴史資料として重要な公文書をいうこと。

エ 特定歴史公文書等とは、次に掲げるもので、島根県公文書センター（以下「公文書センター」という。）において保存されているものをいうこと。

(ア) (13)により保存することとされたもの

(イ) (32)により保存することとされたもの

(ウ) 歴史資料として重要な文書であるものとして法人その他の団体（県及び県が設立した地方独立行政法人を除く。）又は個人から寄贈され、又は寄託されたもの

オ 公文書等とは、公文書及び特定歴史公文書等をいうこと。

(3) 公文書等の管理については、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによることとした。（第3条関係）

(4) 特定歴史公文書等を保存し、及び一般の利用に供すること等の業務を行うため、公文書センターを松江市に設置することとした。（第4条関係）

(5) 公文書センターは、次に掲げる業務を行うこととした。（第5条関係）

- ア 特定歴史公文書等を保存すること。
- イ 特定歴史公文書等を一般の利用に供すること。
- ウ 公文書（10により公文書センターにおける保存の措置をとるべきことが定められているものに限る。）を保存すること。
- エ アからウまでに附帯する業務
- (6) 実施機関の職員は、意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならないこととした。（第6条関係）
- (7) 実施機関の職員が公文書を作成し、又は取得したときは、当該実施機関は、当該公文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならないこととした。（第7条第1項関係）
- (8) 実施機関は、単独で管理することが適当であると認める公文書を除き、適時に、相互に密接な関連を有する公文書をファイルにまとめ、当該ファイルについて分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならないこととした。（第7条第2項・第3項関係）
- (9) 実施機関は、(7)及び(8)により設定した保存期間及び保存期間の満了する日を延長することができることとした。（第7条第4項関係）
- (10) 実施機関は、ファイル及び単独で管理している公文書（以下「ファイル等」という。）について、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書に該当するものにあつては公文書センターにおける保存の措置を、それ以外のものにあつては廃棄の措置をとるべきことを定めなければならないこととした。（第7条第5項関係）
- (11) 実施機関は、ファイル等について、当該ファイル等の保存期間の満了する日までの間、適切に保存しなければならないこととした。（第8条関係）
- (12) 実施機関は、ファイル等の管理を適切に行うため、ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置等をファイル管理表に記載しなければならないこととした。（第9条関係）
- (13) 知事（地方公営企業法の管理者の権限を行う知事を除く。以下同じ。）は、保存期間が満了したファイル等について、(10)により保存の措置をとるべきことを定めたもの（(14)により移管を受けたものを含む。）にあつては公文書センターにおいて保存することとし、廃棄の措置をとるべきことを定めたものにあつては廃棄しなければならないこととした。（第10条第1項関係）
- (14) 知事以外の実施機関は、保存期間が満了したファイル等について、(10)により保存の措置をとるべきことを定めたものにあつては知事に移管し、廃棄の措置をとるべきことを定めたものにあつては廃棄しなければならないこととした。（第10条第2項関係）
- (15) 実施機関は、(13)により保存されることとなるファイル等について、(20)のアに該当するものとして知事が利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならないこととした。（第10条第3項関係）
- (16) 実施機関は、公文書の管理が(6)から(15)までにより適正に行われることを確保するため、公文書の管理に関する定めを設けなければならないこととした。（第11条関係）
- (17) 知事は、特定歴史公文書等について、(29)により廃棄されるに至る場合を除き、公文書センターにおいて永久に保存しなければならないこととした。（第13条第1項関係）
- (18) 知事は、特定歴史公文書等の分類、名称その他の特定歴史公文書等の適切な保存を行い、及び適切な利用に資するために必要な事項を記載した目録を作成し、公表しなければならないこととした。（第13条第4項関係）
- (19) 特定歴史公文書等の利用の請求（以下「利用請求」という。）をしようとするものは、利用請求書を知事に提出しなければならないこととした。（第14条関係）
- (20) 知事は、利用請求があつた場合には、次に掲げる場合を除き、利用請求者に対し、当該利用請求に係る特定歴史

公文書等を利用させなければならないこととした。(第15条第1項関係)

ア 当該特定歴史公文書等が(13)により公文書センターにおいて保存することとされたものであって、当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合

(ア) 個人に関する情報で特定の個人が識別されるもの等

(イ) 法人等に関する情報で公開することにより当該法人等の権利を害すると認められるもの等

(ウ) 公開することにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該特定歴史公文書等を公文書センターにおいて保存する前に保存していた実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

イ 当該特定歴史公文書等が(32)により公文書センターにおいて保存することとされたものであって、(33)により利用の制限を行うことが適切である旨の意見を付されている場合

ウ 当該特定歴史公文書等が一定の期間公にしないことを条件に寄贈され、又は寄託されたものであって、当該期間が経過していない場合

エ 当該特定歴史公文書等の原本を利用に供することにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合等

(21) 知事は、利用請求に係る特定歴史公文書等が(20)のアに該当するか否かについて判断するに当たっては、公文書として作成又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、(15)の意見が付されている場合には、当該意見を参酌しなければならないこととした。(第15条第2項関係)

(22) 知事は、(20)のアからウまでの場合であっても、(20)のアの情報又はイの制限若しくはウの条件に係る情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、利用請求者に対し、当該部分を除いた部分を利用させなければならないこととした。(第15条第3項関係)

(23) 知事は、(20)のアの(ア)にかかわらず、本人から当該本人の個人情報記録されている特定歴史公文書等について利用請求があった場合は、当該特定歴史公文書等につき当該情報が記録されている部分についても、利用させなければならないこととした。(第16条関係)

(24) 知事は、利用請求に係る特定歴史公文書等の全部若しくは一部を利用させ、又は全部を利用させないときは、その旨の決定(以下「利用決定等」という。)をし、利用請求者に対し、書面により通知しなければならないこととした。(第17条関係)

(25) 利用請求に係る特定歴史公文書等に国、地方公共団体、利用請求者等以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されている場合には、知事は、利用決定等をするに当たって、当該第三者に対し、意見書を提出する機会を与えることができることとした。(第20条第1項関係)

(26) 知事は、(25)により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示した意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した場合において、利用させる旨の決定をするときは、その決定の日と利用させる日との間に少なくとも2週間を置かなければならないこととした。(第20条第4項関係)

(27) 利用決定等について行政不服審査法の規定に基づく異議申立てがあったときは、知事は、次のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、島根県情報公開審査会(以下「審査会」という。)に諮問しなければならないこととした。(第23条関係)

ア 異議申立てが不適法であり、却下するとき。

イ 異議申立てに対する決定において、異議申立てに係る利用決定等を取り消し、又は変更し、当該異議申立てに係る特定歴史公文書等の全部を利用させることとするとき。ただし、反対意見書が提出されているときを除く。

(28) 特定歴史公文書等を公文書センターにおいて保存する前に保存していた実施機関が、知事に対してその所掌事務又は業務を遂行するために必要であるとして、当該特定歴史公文書等の利用の請求をした場合には、(20)のア及びイは、適用しないこととした。(第26条関係)

(29) 知事は、特定歴史公文書等として保存されている文書が、歴史資料として重要でなくなったと認める場合には、

当該文書を廃棄することができることとした。(第27条第1項関係)

(30) 知事は、(29)により文書を廃棄しようとするときは、審査会に諮問しなければならないこととした。(第27条第2項関係)

(31) 刑事訴訟に関する書類については、(6)から(16)までは適用しないこととした。(第29条第1項関係)

(32) 歴史公文書に該当する刑事訴訟に関する書類について、実施機関が公文書センターにおいて保存する必要があると認める場合は、知事は、当該刑事訴訟に関する書類について、公文書センターにおいて保存することとしなければならないこととした。(第29条第3項関係)

(33) 実施機関は、(32)により公文書センターにおいて保存されることとなる刑事訴訟に関する書類について、知事が利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならないこととした。(第29条第4項関係)

(34) 実施機関は、当該実施機関の職員に対し、公文書等の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする事とした。(第30条関係)

(35) 島根県情報公開条例の規定の整備

ア 公文書等の管理に関する重要な事項について、実施機関の諮問に応じて答申し、及び建議することを審査会の事務に加えることとした。(第22条関係)

イ (27)及び(30)により諮問された事項について審議することを審査会の事務に加えることとした。(第22条関係)

ウ その他規定の整備

(36) 島根県個人情報保護条例の規定の整備

2 施行期日

平成23年4月1日から施行することとした。ただし、1の(5)のイ、(19)から(30)まで及び(35)のイについては、規則で定める日から施行することとした。

◇島根県情報公開条例の一部を改正する条例(条例第4号)

1 条例の概要

(1) 何人も、実施機関に対して公文書の公開を請求することができることとする事とした。(第5条関係)

(2) 任意公開申出制度を廃止することとした。

2 施行期日

平成23年4月1日から施行することとした。

◇職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(条例第5号)

1 条例の概要

獣医師に係る初任給調整手当の支給期間及び支給月額限度額の改正(第7条の3関係)

	改正前	改正後
支給期間	採用の日から7年以内	採用の日から9年以内
支給月額限度額	14,000円	45,000円

2 施行期日

平成23年4月1日から施行することとした。

◇非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例(条例第6号)

1 条例の概要

行政委員会の委員の報酬の改正(第1条の2・第2条関係)

区 分	改正前	改正後

選挙管理委員会	委員長	月額 170,000円	日額 38,400円
	その他の委員	月額 135,000円	日額 32,000円
収用委員会	会長	月額 104,000円	日額 38,400円
	その他の委員	月額 84,000円	日額 32,000円
海区漁業調整委員会	会長	月額 60,000円	日額 38,400円
	その他の委員	月額 53,000円	日額 32,000円
内水面漁場管理委員会	会長	月額 38,000円	日額 38,400円
	その他の委員	月額 35,000円	日額 32,000円

2 施行期日

平成23年4月1日から施行することとした。

◇職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第7号）

◇地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第8号）

1 条例の概要

(1) 一般職員の特殊勤務手当

ア 計量検査業務従事手当の廃止

イ 手当の支給対象の改正

手 当 名	支給対象の改正内容
特殊環境施設業務従事手当	支給要件から洪水警戒体制時のダム管理所における業務を削ること。
狂犬病予防作業等従事手当	支給要件に中山間地域研究センター又は農林振興センターに勤務する職員が著しい危険性を有する動物を取り扱う作業で人事委員会規則で定めるものを加えること。
防疫作業等従事手当	保健所に勤務する保健師の資格を有する職員に係る支給要件を、結核患者の療養指導（人事委員会規則で定めるものに限る。）に改めること。
環境衛生検査業務従事手当	支給要件から宍道湖流域下水道管理事務所に勤務する職員の水質の検査及び分析の業務を削ること。
冬期海上等作業従事手当	支給対象職員から人事委員会規則で定める職員を除くこと。

ウ 手当額の改正

手当名	改 正 前		改 正 後	
税務特別手当	地方機関の 一般職員	1月 15,000円 (人事委員会が認める業務に従事したときは、1日につき400円を加算)	地方機関の 一般職員	1日 720円 (人事委員会が認める業務に従事したときは、400円を加算)
	地方機関の 管理職員	1月 7,500円 (人事委員会が認める業務に従事したときは、1日につき400円を加算)	地方機関の 管理職員	1日 360円 (人事委員会が認める業務に従事したときは、400円を加算)
用地等交渉手当	1日	700円 (業務が午後6時から翌日の午前8時までの間に行われた場合にあつては、280円を加算)	1日	700円 (業務が午後10時から翌日の午前5時までの間に行われた場合にあつては、350円を加算)
精神保健業務手当	精神保健及び精神障害者	1日 420円	精神保健及び精神障害者	1日 630円

	福祉に関する法律の規定 に基づく調査又は診察の 立会い	福祉に関する法律の規定 に基づく調査又は診察の 立会い
--	-----------------------------------	-----------------------------------

(2) 地方警察職員の特殊勤務手当

手当の支給対象の改正

手 当 名	支給対象の改正内容
死体取扱手当	支給対象に司法解剖以外の解剖の補助作業又は立会いの作業を加えること。

(3) その他規定の整理

2 施行期日

平成23年 4 月 1 日から施行することとした。

◇島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例の一部を改正する条例（条例第 9 号）

1 条例の概要

経営評価の対象法人から社会福祉法人島根県社会福祉事業団を除くこととした。（別表関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県特別会計条例の一部を改正する条例（条例第10号）

1 条例の概要

次に掲げる特別会計の設置

(1) 島根県総務事務集中処理特別会計（本則第10号関係）

(2) 島根県農林漁業改善資金特別会計（本則第11号関係）

2 施行期日

平成23年 4 月 1 日から施行することとした。

◇島根県産業廃棄物減量税条例等の一部を改正する条例（条例第11号）

1 条例の概要

次に掲げる条例の引用条項の整理

(1) 島根県産業廃棄物減量税条例

(2) 旧島根県産業廃棄物減量税条例

2 施行期日

平成23年 4 月 1 日から施行することとした。

◇島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例（条例第12号）

1 条例の概要

(1) 申請、届出その他の手続等をオンラインを利用して行うことができる機関に、議会及び県が設立した地方独立行政法人を追加することとした。（第 2 条関係）

(2) その他規定の整備

2 施行期日

平成23年 4 月 1 日から施行することとした。

◇島根県手数料条例の一部を改正する条例（条例第13号）

1 条例の概要

- (1) 熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の設置者であることの認定に係る手数料の新設（別表12の項関係）

手数料を納めなければならない者	手数料の額
認定を受けようとする者	33,000円
認定の更新を受けようとする者	20,000円

- (2) 熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の設置者であることの認定に係る手数料の新設（別表12の項関係）

手数料を納めなければならない者	手数料の額
認定を受けようとする者	33,000円
認定の更新を受けようとする者	20,000円

- (3) 引用する条項の整理

2 施行期日

平成23年4月1日から施行することとした。

◇島根県農業技術センター分析等手数料条例の一部を改正する条例（条例第14号）

1 条例の概要

- (1) 食品に関する分析等に係る手数料の廃止（別表関係）
 (2) その他規定の整理

2 施行期日

平成23年4月1日から施行することとした。

◇島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例（条例第15号）

1 条例の概要

- (1) 雲南市及び仁多郡奥出雲町に設置された尾原ダムの周辺地域において、スポーツを中心とした交流を促進することにより地域の活性化を図るため、島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設（以下「スポーツ施設」という。）を次のとおり設置することとした。（第2条・別表第1関係）

名 称	位 置
島根県さくらおろち湖自転車競技施設	雲南市
島根県さくらおろち湖ボート競技施設	

- (2) スポーツ施設の開場時間は、午前9時から午後5時までとすることとした。（第3条関係）
 (3) スポーツ施設の休業日は、毎週月曜日及び12月29日から翌年の1月3日までとすることとした。（第4条関係）
 (4) スポーツ施設の施設及び設備を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならないこととした。（第5条関係）
 (5) スポーツ施設の施設及び設備の使用の許可を受けた者は、次に掲げる使用料を納付しなければならないこととした。（第7条・別表第2関係）

ア 島根県さくらおろち湖自転車競技施設

区 分	単 位	使用料
会議室	午前9時から午後1時まで	630円
	午後1時から午後5時まで	630円
	午前9時から午後5時まで	1,260円
	その他の時間1時間までごと	180円
シャワー室	冷水シャワー	1人1回につき 50円
	温水シャワー	1人1回につき 230円

外部電源		午前9時から午後1時まで	140円
		午後1時から午後5時まで	140円
		午前9時から午後5時まで	290円
		その他の時間1時間までごと	40円
附属設備	放送機材	1式4時間につき	130円
	決勝審判台	1台4時間につき	110円
	周回表示器	1台4時間につき	40円
	表彰台	1台4時間につき	40円
	テント	1式1日につき	850円
	ホワイトボード	1台1日につき	30円
	長机	1脚1日につき	60円
	椅子	1脚1日につき	30円

イ 島根県さくらおろち湖ボート競技施設

区 分		単 位	使用料	
会議室		午前9時から午後1時まで	290円	
		午後1時から午後5時まで	290円	
		午前9時から午後5時まで	580円	
		その他の時間1時間までごと	80円	
艇保管庫	シングルスカル艇	使用期間1年未満	1艇1月につき	480円
		使用期間1年	1艇につき	5,790円
	ダブルスカル艇	使用期間1年未満	1艇1月につき	560円
		使用期間1年	1艇につき	6,890円
	クォドプル艇	使用期間1年未満	1艇1月につき	770円
		使用期間1年	1艇につき	9,380円
	ナックルフォア艇	使用期間1年未満	1艇1月につき	650円
		使用期間1年	1艇につき	7,820円
	エイト艇	使用期間1年未満	1艇1月につき	1,050円
		使用期間1年	1艇につき	12,600円
シャワー室	冷水シャワー	1人1回につき	50円	
	温水シャワー	1人1回につき	230円	
外部電源		午前9時から午後1時まで	140円	
		午後1時から午後5時まで	140円	
		午前9時から午後5時まで	290円	
		その他の時間1時間までごと	40円	
附属設備	シングルスカル艇	1艇4時間につき	150円	
	ダブルスカル艇	1艇4時間につき	330円	
	審判艇	1艇4時間につき	730円	
	作業船	1隻4時間につき	880円	
	発艇設備	1式4時間につき	1,050円	
	放送設備	1式4時間につき	100円	
	競技用具	1式4時間につき	60円	
	長机	1脚1日につき	60円	

	椅子	1脚1日につき	30円
--	----	---------	-----

- (6) 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができることとした。（第15条関係）

2 施行期日

平成23年5月15日から施行することとした。ただし、島根県さくらおろち湖ボート競技施設に係る部分は、規則で定める日から施行することとした。

◇島根県営住宅条例の一部を改正する条例（条例第16号）

1 条例の概要

- (1) 県営住宅の設置を定めた別表に次の団地を加えることとした。（別表関係）

団地の名称	所在地
南廻山団地	八束郡東出雲町

- (2) 松江市及び八束郡東出雲町の合併による同町の同市への編入に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正

2 施行期日

規則で定める日から施行することとした。

◇島根県企業局職員定数条例の一部を改正する条例（条例第17号）

1 条例の概要

企業局の職員の定数の改正（第2条関係）

改正前	改正後	増減
93人	83人	△10人

2 施行期日

平成23年4月1日から施行することとした。

◇県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第18号）

1 条例の概要

- (1) 義務教育等教員特別手当の支給月額の限度額の改正（第25条の2関係）

改正前	改正後
11,700円	8,000円

- (2) 給料表に特2級として主幹教諭の職務の級を設置することとした。（別表第1・別表第2関係）

- (3) 教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正

- (4) その他規定の整備

2 施行期日

平成23年4月1日から施行することとした。

◇市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（条例第19号）

1 条例の概要

義務教育等教員特別手当の支給月額の限度額の改正（第19条の8関係）

改正前	改正後
11,700円	8,000円

2 施行期日

平成23年4月1日から施行することとした。

◇県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例（条例第20号）

1 条例の概要

高等学校の教育職員等の定数の改正

区 分		改正前	改正後	増 減
高等学校	教育職員	1,638人	1,627人	△11人
	事務職員、技術職員その他の職員	196人	195人	△1人
特別支援学校	教育職員	957人	934人	△23人
	事務職員、技術職員その他の職員	81人	80人	△1人
小学校及び中学校	教育職員	5,280人	5,277人	△3人
	事務職員及び技術職員	365人	361人	△4人

2 施行期日

平成23年4月1日から施行することとした。

◇県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例及び県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第21号）

1 条例の概要

次に掲げる条例について、その適用の対象となる職員に主幹教諭を加えることとした。

- (1) 県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例
- (2) 県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例

2 施行期日

平成23年4月1日から施行することとした。

◇島根県立青少年社会教育施設条例の一部を改正する条例（条例第22号）

1 条例の概要

島根県立青少年の家の施設の使用料の新設（別表関係）

区 分	午前9時から	午後1時から	午後6時から	午前9時から	午後1時から	午前9時から
	正午まで	午後5時まで	午後10時まで	午後5時まで	午後10時まで	午後10時まで
第6研修室	260円	350円	350円	610円	690円	950円

2 施行期日

平成23年4月1日から施行することとした。

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 3 月 11 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 2 号

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還債務の免除に関する条例（昭和59年島根県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表専修学校進学者特別支援資金の項中「中等教育学校」の次に「（以下この項において「高等学校等」という。）」を、「入学した者」の次に「又は平成22年度中に高等学校等を卒業し、かつ、平成23年度中に同法による専修学校（専門課程に限る。）に入学した者」を加え、「専修学校進学者」を「これらを「専修学校進学者」」に改め、同表看護学生修学資金の項中「、第 6 条又は第60条」を「又は第 6 条」に、「5 年間（他種）」を「5 年間（島根県の区域外に所在する養成施設のうち看護師を養成するものに在学する者（通信制の課程に在学する者を除く。）で、平成22年度から平成25年度までの間に貸付金の貸付けを受けたもの（規則で定める者に限る。以下この項において「特例被貸与者」という。）にあつては、3 年間）（他種）」に改め、「看護職員の業務に従事したとき」の次に「（第 1 号に該当する場合を除く。）」を、「2 分の 5」の次に「（特例被貸与者にあつては、2 分の 3）」を加える。

附 則

この条例中第 2 条の表看護学生修学資金の項の改正規定は公布の日から、同表専修学校進学者特別支援資金の項の改正規定は平成23年 4 月 1 日から施行する。

島根県公文書等の管理に関する条例をここに公布する。

平成 23 年 3 月 11 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 3 号

島根県公文書等の管理に関する条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）

第 2 章 島根県公文書センター（第 4 条・第 5 条）

第 3 章 公文書の管理（第 6 条—第 12 条）

第 4 章 特定歴史公文書等の保存、利用等（第 13 条—第 28 条）

第 5 章 雑則（第 29 条—第 31 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、公文書等の管理に関する基本的事項を定めることにより、公文書の適正な管理及び特定歴史公文書等の適切な保存、利用等を図り、もって県政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、県及び県が設立した地方独立行政法人の有するその諸活動を現在及び将来において説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において「実施機関」とは、知事、病院事業管理者、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会並びに県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人の役員を含む。第 30 条を除き、以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書（図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚に

よっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)を含む。第21条を除き、以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして当該実施機関が管理しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 官報、公報、新聞、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- (2) 特定歴史公文書等
- (3) 図書館、美術館その他の県又は県が設立した地方独立行政法人の施設又は機関において一般の利用に供することを目的として管理されているもの（前号に掲げるものを除く。）

3 この条例において「歴史公文書」とは、歴史資料として重要な公文書をいう。

4 この条例において「特定歴史公文書等」とは、次に掲げるもので、次章に規定する島根県公文書センターにおいて保存されているものをいう。

- (1) 第10条第1項の規定により保存することとされたもの
- (2) 第29条第3項の規定により保存することとされたもの
- (3) 歴史資料として重要な文書であるものとして法人その他の団体（県及び県が設立した地方独立行政法人を除く。第15条第1項第3号において「法人等」という。）又は個人から寄贈され、又は寄託されたもの

5 この条例において「公文書等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 公文書
- (2) 特定歴史公文書等
(他の法令等との関係)

第3条 公文書等の管理については、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

第2章 島根県公文書センター

(設置)

第4条 特定歴史公文書等を保存し、及び一般の利用に供すること等の業務を行

うため、島根県公文書センター（以下「公文書センター」という。）を松江市に設置する。

（業務）

第 5 条 公文書センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 特定歴史公文書等を保存すること。
- (2) 特定歴史公文書等を一般の利用に供すること。
- (3) 規則で定めるところにより、公文書（第 7 条第 5 項の規定により公文書センターにおける保存の措置をとるべきことが定められているものに限る。）を保存すること。
- (4) 前 3 号に掲げる業務に附帯する業務

第 3 章 公文書の管理

（作成）

第 6 条 実施機関の職員は、第 1 条の目的の達成に資するため、当該実施機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該実施機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、条例の制定又は改廃及びその経緯、個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯その他の事項について、文書を作成しなければならない。

（整理）

第 7 条 実施機関の職員が公文書を作成し、又は取得したときは、当該実施機関は、規則等（規則、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 10 条に規定する企業管理規程、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 2 項に規定する規則その他の規程その他実施機関が定める規程で公表を要するものをいう。以下この章において同じ。）で定めるところにより、当該公文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

2 実施機関は、能率的な事務又は事業の処理及び公文書の適切な保存に資するよう、単独で管理することが適当であると認める公文書を除き、適時に、相互

に密接な関連を有する公文書（保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）を一の集合物（以下「ファイル」という。）にまとめなければならない。

- 3 前項の場合において、実施機関は、規則等で定めるところにより、当該ファイルについて分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。
- 4 実施機関は、第 1 項及び前項の規定により設定した保存期間及び保存期間の満了する日を、規則等で定めるところにより、延長することができる。
- 5 実施機関は、ファイル及び単独で管理している公文書（以下「ファイル等」という。）について、保存期間（延長された場合にあっては、延長後の保存期間。以下同じ。）の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書に該当するものにあつては公文書センターにおける保存の措置を、それ以外のものにあつては廃棄の措置をとるべきことを定めなければならない。

（保存）

第 8 条 実施機関は、ファイル等について、当該ファイル等の保存期間の満了する日までの間、その内容、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

- 2 前項の場合において、実施機関は、当該ファイル等の集中管理の推進に努めなければならない。

（ファイル管理表）

第 9 条 実施機関は、ファイル等の管理を適切に行うため、規則等で定めるところにより、ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置その他の必要な事項（島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号。以下「情報公開条例」という。）第 7 条に規定する非公開情報に該当するものを除く。）を帳簿（次項及び第11条第 2 項第 4 号において「ファイル管理表」という。）に記載しなければならない。ただし、1 年未

満の保存期間が設定されたファイル等については、この限りでない。

- 2 実施機関は、ファイル管理表について、規則等で定めるところにより、一般の閲覧に供しなければならない。

(保存期間が満了したときの措置)

第10条 知事（地方公営企業法第 8 条第 2 項の規定により管理者の権限を行う知事を除く。以下同じ。）は、保存期間が満了したファイル等について、第 7 条第 5 項の規定により保存の措置をとるべきことを定めたもの（次項の規定により移管を受けたものを含む。）にあつては公文書センターにおいて保存することとし、廃棄の措置をとるべきことを定めたものにあつては廃棄しなければならない。

- 2 知事以外の実施機関は、保存期間が満了したファイル等について、第 7 条第 5 項の規定により保存の措置をとるべきことを定めたものにあつては知事に移管し、廃棄の措置をとるべきことを定めたものにあつては廃棄しなければならない。

- 3 実施機関は、第 1 項の規定により保存されることとなるファイル等について、第15条第 1 項第 1 号に掲げる場合に該当するものとして知事が利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。

(公文書管理規程)

第11条 実施機関は、公文書の管理が第 6 条から前条までの規定に基づき適正に行われることを確保するため、公文書の管理に関する定め（以下この条において「公文書管理規程」という。）を設けなければならない。

- 2 公文書管理規程には、公文書に関する次に掲げる事項を規定しなければならない。

- (1) 作成に関する事項
- (2) 整理に関する事項
- (3) 保存に関する事項
- (4) ファイル管理表に関する事項

(5) 保存期間が満了したときの措置に関する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、公文書の管理が適正に行われることを確保するために必要な事項

3 実施機関は、公文書管理規程を設けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(委任)

第12条 この章に定めるもののほか、公文書の管理に関し必要な事項は、規則等で定める。

第 4 章 特定歴史公文書等の保存、利用等

(特定歴史公文書等の保存等)

第13条 知事は、特定歴史公文書等について、第27条第1項の規定により廃棄されるに至る場合を除き、公文書センターにおいて永久に保存しなければならない。

2 知事は、特定歴史公文書等について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

3 知事は、特定歴史公文書等に個人情報（島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）第2条第1号に規定する個人情報をいう。以下この項において同じ。）が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、規則で定めるところにより、特定歴史公文書等の分類、名称その他の特定歴史公文書等の適切な保存を行い、及び適切な利用に資するために必要な事項を記載した目録を作成し、公表しなければならない。

(利用請求の方法)

第14条 特定歴史公文書等の利用の請求をしようとするものは、次に掲げる事項を目録（前条第4項の目録をいう。第3号において同じ。）の記載に従い記載した書面（次項において「利用請求書」という。）を知事に提出しなければな

らない。

- (1) 氏名又は法人その他の団体の名称及びその代表者の氏名
- (2) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地
- (3) 利用の請求をしようとする特定歴史公文書等の目録に記載された名称
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 知事は、利用請求書に形式上の不備があると認めるときは、特定歴史公文書等の利用の請求をしたものに対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、知事は、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(利用請求の取扱い)

第15条 知事は、前条第 1 項の規定による特定歴史公文書等の利用の請求（以下「利用請求」という。）があった場合には、次に掲げる場合を除き、当該利用請求をしたもの（以下「利用請求者」という。）に対し、当該利用請求に係る特定歴史公文書等を利用させなければならない。

- (1) 当該特定歴史公文書等が第10条第 1 項の規定により公文書センターにおいて保存することとされたものであって、当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合
 - ア 情報公開条例第 7 条第 2 号に掲げる情報
 - イ 情報公開条例第 7 条第 3 号又は第 6 号ア若しくはオに掲げる情報
 - ウ 公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該特定歴史公文書等を公文書センターにおいて保存する前に第 8 条第 1 項の規定により保存していた実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (2) 当該特定歴史公文書等が第29条第 3 項の規定により公文書センターにおいて保存することとされたものであって、同条第 4 項の規定により、利用の制限を行うことが適切である旨の意見を付されている場合
- (3) 当該特定歴史公文書等がその全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人等又は個人から寄贈され、又は寄託されたものであって、当該期

間が経過していない場合

(4) 当該特定歴史公文書等の原本を利用に供することにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は公文書センターにおいて当該原本が現に使用されている場合

2 知事は、利用請求に係る特定歴史公文書等が前項第 1 号に該当するか否かについて判断するに当たっては、当該特定歴史公文書等が公文書として作成又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、当該特定歴史公文書等に第 10 条第 3 項の規定による意見が付されている場合には、当該意見を参酌しなければならない。

3 知事は、第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる場合であっても、同項第 1 号アからウまでに掲げる情報又は同項第 2 号の制限若しくは同項第 3 号の条件に係る情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、利用請求者に対し、当該部分を除いた部分を利用させなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

(本人情報の取扱い)

第 16 条 知事は、前条第 1 項第 1 号アの規定にかかわらず、同号アに掲げる情報により識別される特定の個人（以下この条において「本人」という。）から、当該情報が記録されている特定歴史公文書等について利用請求があった場合において、規則で定めるところにより本人であることを示す書類の提示又は提出があったときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該特定歴史公文書等につき同号アに掲げる情報が記録されている部分についても、利用させなければならない。

(利用請求に対する措置)

第 17 条 知事は、利用請求に係る特定歴史公文書等の全部又は一部を利用させるときは、その旨の決定をし、利用請求者に対し、その旨及び規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 知事は、利用請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させないときは、そ

の旨の決定をし、利用請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- 3 知事は、前 2 項の規定により、利用請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させる旨の決定以外の決定をする場合は、これらの規定に規定する書面にその理由を付記しなければならない。

(利用決定等の期限)

第18条 前条第 1 項及び第 2 項の規定による決定（以下「利用決定等」という。）は、利用請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第14条第 2 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、知事は、直ちに書面により延長後の期間及び延長の理由を利用請求者に通知しなければならない。

(利用決定等の期限の特例)

第19条 利用請求に係る特定歴史公文書等が著しく大量であるため、利用請求があった日から起算して45日以内にその全てについて利用決定等を行うことにより公文書センターの事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、知事は、利用請求に係る特定歴史公文書等のうちの相当の部分につき当該期間内に利用決定等をし、残りの特定歴史公文書等については相当の期間内に利用決定等をすれば足りる。この場合において、知事は、同条第 1 項に規定する期間内に、利用請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの特定歴史公文書等について利用決定等をする期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第20条 利用請求に係る特定歴史公文書等に国、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第 2 条第 2 項に規定する独立行政法人等、地方公共団

体、地方独立行政法人及び利用請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されている場合には、知事は、利用決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 知事は、第三者に関する情報が記録されている特定歴史公文書等の利用をさせようとする場合であって、当該情報が情報公開条例第 7 条第 2 号イ又は第 3 号ただし書に規定する情報に該当すると認めるときは、第 17 条第 1 項の規定による決定（以下この条及び第 24 条第 2 項第 1 号において「利用決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
- 3 知事は、特定歴史公文書等であって第 15 条第 1 項第 1 号ウに該当するものとして第 10 条第 3 項の規定により意見を付されたもの又は第 29 条第 4 項の規定により意見を付されたものについて利用決定をする場合には、あらかじめ、当該特定歴史公文書等に係る元の実施機関（特定歴史公文書等を公文書センターにおいて保存する前に第 8 条第 1 項又は第 29 条第 2 項の規定により保存していた実施機関をいう。第 26 条において同じ。）に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。
- 4 知事は、第 1 項又は第 2 項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、利用決定をするときは、その利用決定の日と利用させる日との間に少なくとも 2 週間を置かなければならない。この場合において、知事は、その利用決定後直ちに、当該意見書（第 23 条第 1 項第 2 号及び同条第 2 項第 3 号において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、利用決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を書面により通知しなけれ

ばならない。

(利用の方法)

第21条 知事が特定歴史公文書等を利用させる場合には、文書又は図画については閲覧又は写しの交付の方法により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法により特定歴史公文書等を利用させる場合にあつては、当該特定歴史公文書等の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときに限り、その写しを閲覧させる方法により、これを利用させることができる。

(費用負担)

第22条 写しの交付により特定歴史公文書等を利用するものは、規則で定めるところにより、当該写しの作成に要する費用を負担しなければならない。

(異議申立てがあつた場合の諮問)

第23条 利用決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく異議申立てがあつたときは、知事は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、情報公開条例第22条に規定する島根県情報公開審査会（第27条第2項において「審査会」という。）に諮問しなければならない。

- (1) 異議申立てが不適法であり、却下するとき。
- (2) 異議申立てに対する決定において、異議申立てに係る利用決定等を取り消し、又は変更し、当該異議申立てに係る特定歴史公文書等の全部を利用させることとするとき。ただし、当該異議申立てに係る特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されているときを除く。

2 知事は、前項の規定により諮問をしたときは、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 異議申立人及び参加人
- (2) 利用請求者（利用請求者が異議申立人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該異議申立てに係る特定歴史公文書等の利用について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が異議申立人又は参加人である場合を除く。）

(異議申立てに対する決定)

第24条 知事は、前条第1項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重し、速やかに当該異議申立てに対する決定をするものとする。

2 第20条第4項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

(1) 利用決定に対する第三者からの異議申立てを却下し、又は棄却する決定

(2) 異議申立てに係る利用決定等を変更し、当該利用決定等に係る特定歴史公文書等を利用させる旨の決定（第三者である参加人が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示している場合に限る。）

（利用の促進）

第25条 知事は、特定歴史公文書等（第15条の規定により利用させることができるものに限る。）について、展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。

（元の実施機関による利用の特例）

第26条 特定歴史公文書等に係る元の実施機関が、知事に対してその所掌事務又は業務を遂行するために必要であるとして、当該特定歴史公文書等の利用の請求をした場合には、第15条第1項第1号及び第2号の規定は、適用しない。

（特定歴史公文書等の廃棄）

第27条 知事は、特定歴史公文書等として保存されている文書が、規則で定めるところにより、歴史資料として重要でなくなつたと認める場合には、当該文書を廃棄することができる。

2 知事は、前項の規定により文書を廃棄しようとするときは、審査会に諮問しなければならない。

（保存及び利用の状況の公表）

第28条 知事は、毎年度、特定歴史公文書等の保存及び利用の状況について、規則で定めるところにより公表しなければならない。

第5章 雑則

（刑事訴訟に関する書類等の取扱い）

第29条 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2第3項に規定する訴訟

に関する書類（以下この条において「刑事訴訟に関する書類」という。）については、第 3 章の規定は、適用しない。

- 2 実施機関は、当該実施機関が管理する刑事訴訟に関する書類のうち、歴史公文書に該当するものについて、適切な保存のために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 前項に規定する歴史公文書に該当する刑事訴訟に関する書類について、実施機関が公文書センターにおいて保存する必要があると認める場合は、知事は、当該刑事訴訟に関する書類について、公文書センターにおいて保存することとしない。
- 4 実施機関は、前項の規定により公文書センターにおいて保存されることとなる刑事訴訟に関する書類について、知事が利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。
- 5 刑事訴訟法第 53 条の 2 第 4 項に規定する押収物については、この条例の規定は、適用しない。

（研修）

第 30 条 実施機関は、当該実施機関の職員に対し、公文書等の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

（委任）

第 31 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条第 2 号及び第 4 章（第 13 条を除く。）並びに附則第 3 項及び第 5 項の規定は、規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 前項ただし書に規定する日の前日において、第 2 条第 2 項第 3 号に規定する

文書のうち、歴史資料として重要な文書であるものとして公文書センターにおいて保存することが適当であると実施機関が認めるものは、前項ただし書に規定する日以後は知事が公文書センターにおいて保存するものとする。

- 3 前項の規定により保存するものとされ、公文書センターにおいて保存されている文書は、第 2 条第 4 項の特定歴史公文書等とする。

(島根県情報公開条例の一部改正)

- 4 島根県情報公開条例の一部を次のように改正する。

目次中「第41条」を「第40条」に改める。

第 2 条第 2 項中「、写真、フィルム」を削り、同項第 2 号中「の県」の次に「又は県が設立した地方独立行政法人」を加え、「県民」を「一般」に改め、「もの」の次に「(前号に掲げるものを除く。)」を加え、同号を同項第 3 号とし、同項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 特定歴史公文書等(島根県公文書等の管理に関する条例(平成23年島根県条例第 3 号)第 2 条第 4 項に規定する特定歴史公文書等をいう。以下同じ。)

第16条第 2 項中「、図画又は写真」を「又は図画」に改め、「、フィルムについては視聴又は写しの交付により」を削り、同条第 3 項中「又は視聴」を削る。

第22条第 1 項に次の 1 号を加える。

- (3) 公文書等(公文書及び特定歴史公文書等をいう。)の管理に関する重要な事項について、知事その他の実施機関の諮問に応じて答申し、及び建議すること。

第29条の次に次の 1 条を加える。

(資料の提出等の求め)

第29条の 2 審査会は、第22条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる事務を行うため必要があると認める場合には、知事その他の実施機関に対し、資料の提出、意見の陳述その他必要な協力を求めることができる。

第37条を削り、第38条を第37条とし、第39条から第41条までを 1 条ずつ繰り

上げる。

附則第 6 項第 2 号及び第 3 号中「、図画又は写真」を「又は図画」に改める。

5 島根県情報公開条例の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 2 号中「平成23年島根県条例第 3 号」の次に「。以下「公文書管理条例」という。」を加える。

第22条第 1 項中第 3 号を第 5 号とし、第 2 号の次に次の 2 号を加える。

(3) 公文書管理条例第23条第 1 項の規定により諮問された事項について審議すること。

(4) 公文書管理条例第27条第 2 項の規定により諮問された事項について審議すること。

第29条中「第22条第 1 項第 1 号」を「第22条第 1 項第 1 号及び第 3 号」に改める。

第29条の 2 中「第22条第 1 項第 2 号又は第 3 号」を「第22条第 1 項第 2 号、第 4 号又は第 5 号」に改める。

第30条の次に次の 1 条を加える。

(第22条第 1 項第 3 号の規定による調査審議を行う場合における読替え)

第30条の 2 第22条第 1 項第 3 号の規定により審査会が調査審議を行う場合における第24条から第28条まで及び前条の規定の適用については、第24条中「諮問実施機関」とあるのは「知事」と、同条第 1 項中「公開決定等」とあるのは「利用決定等（公文書管理条例第23条第 1 項の利用決定等をいう。以下同じ。）」と、同項及び同条第 3 項並びに第27条中「公文書」とあるのは「特定歴史公文書等」と、第24条第 3 項中「公開決定等」とあるのは「利用決定等」と、同条第 4 項中「不服申立て」とあるのは「異議申立て」と、「、不服申立人」とあるのは「、異議申立人」と、同項及び第25条から第28条までの規定中「不服申立人等」とあるのは「異議申立人等」と、第25条第 2 項及び第30条中「不服申立人」とあるのは「異議申立人」とする。

(島根県個人情報保護条例の一部改正)

6 島根県個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「、図画又は写真」を「又は図画」に改め、「、フィルムについては視聴又は写しの交付により」を削り、同条第3項中「又は視聴」を削る。

第47条第1項中「施設」の次に「（島根県公文書等の管理に関する条例（平成23年島根県条例第3号）第4条に規定する島根県公文書センターを除く。）」を加える。

附則第3項第2号中「、図画及び写真」を「及び図画」に改める。

島根県情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 3 月 11 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 4 号

島根県情報公開条例の一部を改正する条例

島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）の一部を次のように改正する。

目次中「第19条」を「第18条」に、「第20条」を「第19条」に改める。

第 3 条中「県民の」を削る。

第 5 条の見出しを「（公開請求権）」に改め、同条中「次に掲げるものは」を「何人も、この条例の定めるところにより」に改め、同条各号を削る。

第 6 条第 1 項第 2 号を次のように改める。

(2) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地

第19条を削る。

第 3 章中第19条の 2 を第19条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に到達したこの条例による改正前の島根県情報公開条例第19条の規定による公文書の公開の申出（以下「公開申出」という。）については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日以後に到達した公開申出については、改正後の島根県情報公開条例第 6 条第 1 項の規定によりなされた公文書の公開の請求とみなす。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 3 月 11 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 5 号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 3 第 1 項中「7 年」を「9 年」に改め、同項第 3 号中「14,000円」を「45,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 3 月 11 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 6 号

非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例

非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例（昭和 27 年島根県条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 第 1 項中「、選挙管理委員会の委員」を削り、「、労働委員会の委員、海区漁業調整委員会の委員及び内水面漁場管理委員会の委員」を「及び労働委員会の委員」に改める。

第 2 条の表中「月額 170,000 円」を「日額 38,400 円」に、「月額 135,000 円」を「日額 32,000 円」に、「月額 104,000 円」を「日額 38,400 円」に、「月額 84,000 円」を「日額 32,000 円」に、「月額 60,000 円」を「日額 38,400 円」に、「月額 53,000 円」を「日額 32,000 円」に、「月額 38,000 円」を「日額 38,400 円」に、「月額 35,000 円」を「日額 32,000 円」に改める。

附 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 3 月 11 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 7 号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和46年島根県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第23号を削り、第24号を第23号とし、第25号から第31号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 3 条第 2 項第 1 号ア中「1 月につき15,000円」を「1 日につき720円」に改め、「1 日につき」を削り、同号イ中「1 月につき7,500円」を「1 日につき360円」に改め、「1 日につき」を削る。

第13条第 1 項中「次に掲げる場合」を「宍道湖流域下水道管理事務所に勤務する職員が著しく臭気が発生する施設（人事委員会規則で定めるものに限る。）においてその業務に従事したとき」に改め、同項各号を削り、同条第 2 項を次のように改める。

2 前項の手当の額は、1 日につき320円とする。

第15条第 2 項中「午後 6 時」を「午後10時」に、「午前 8 時」を「午前 5 時」に、「280円」を「350円」に改める。

第16条第 1 項を次のように改める。

狂犬病予防作業等従事手当は、次に掲げる場合に支給する。

- (1) 保健所に勤務する職員が狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）等の規定に基づく作業で人事委員会規則で定めるものに従事したとき。
- (2) 中山間地域研究センター又は農林振興センターに勤務する職員が著しい危険性を有する動物を取り扱う作業で人事委員会規則で定めるものに従事したとき。

第16条第 2 項ただし書中「ただし、」の次に「同項第 1 号の場合において」を加える。

第17条第1項第1号中「とき」の次に「（第3号に掲げる場合を除く。）」を加え、同項第3号中「家庭を訪問し、結核患者の療養指導」を「療養指導（人事委員会規則で定めるものに限る。）」に改める。

第18条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 削除

第18条第2項第1号を次のように改める。

- (1) 削除

第23条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 精神障害者の診療、看護、相談又は指導

第23条第1項第2号中「業務」の次に「又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定に基づく調査若しくは診察の立会い」を加える。

第30条の2を削る。

第32条第1項第1号中「職員」の次に「（人事委員会規則で定める職員を除く。）」を加える。

第39条第4項の表中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 3 月 11 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 8 号

地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和49年島根県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第10条第 1 項第 1 号中「司法解剖」を「解剖」に改める。

附 則

この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 3 月 11 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 9 号

島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例の一部を改正する条例

島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例（平成14年島根県条例第77号）の一部を次のように改正する。

「 財団法人島根県環境保健公社（昭和48年2月24日に財団法人島別表中 根県環境保健公社という名称で設立された法人をいう。） を
社会福祉法人島根県社会福祉事業団 」

「 財団法人島根県環境保健公社（昭和48年2月24日に財団法人島根県環境保健公社という名称で設立された法人をいう。） に改める。 」

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 3 月 11 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 10 号

島根県特別会計条例の一部を改正する条例

島根県特別会計条例（昭和39年島根県条例第31号）の一部を次のように改正する。

本則に次の 2 号を加える。

- (10) 島根県総務事務集中処理特別会計 庶務に関する事務その他の事務のうち知事が別に定めるものを集中的に処理する事務
- (11) 島根県農林漁業改善資金特別会計 農業改良資金、林業改善資金、林業就業促進資金及び沿岸漁業改善資金の貸付け等に関する事業

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前の島根県農林漁業改善資金特別会計は、施行日以後においては、この条例による改正後の島根県特別会計条例第11号の規定により設置される島根県農林漁業改善資金特別会計とする。

島根県産業廃棄物減量税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 3 月 11 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 11 号

島根県産業廃棄物減量税条例等の一部を改正する条例

(島根県産業廃棄物減量税条例の一部改正)

第 1 条 島根県産業廃棄物減量税条例（平成21年島根県条例第58号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第12条第 3 項」を「第12条第 5 項」に改める。

(旧島根県産業廃棄物減量税条例の一部改正)

第 2 条 旧島根県産業廃棄物減量税条例（平成16年島根県条例第34号）附則第 6 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「廃棄物処理法第12条第 3 項」を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成22年法律第34号）による改正前の廃棄物処理法第12条第 3 項」に改める。

附 則

この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 3 月 11 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 12 号

島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年島根県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号を次のように改める。

- (1) 条例等 条例、規則、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の 4 第 2 項に規定する規則その他の規程その他次号に規定する県の機関等が定める規程をいう。

第 2 条第 2 号中「県の機関」を「県の機関等」に改め、同号アを次のように改める。

ア 知事、病院事業管理者、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部（警察署を含む。）、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会又はこれらに置かれる機関

第 2 条第 2 号に次のように加える。

ウ 県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。）

第 2 条第 6 号から第 9 号まで及び第 3 条から第 7 条までの規定中「県の機関」を「県の機関等」に改める。

附 則

この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

島根県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 3 月 11 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 13 号

島根県手数料条例の一部を改正する条例

島根県手数料条例（平成12年島根県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表12の項中第19号を第23号とし、同項第18号中「第15条の 2 の 5 第 1 項」を「第15条の 2 の 6 第 1 項」に改め、同号を同項第20号とし、同号の次に次の 2 号を加える。

(21) 法第15条の 3 の 3 第 1 項の規定に基づき熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の設置者であることの認定を受けようとする者	33,000円
(22) 法第15条の 3 の 3 第 2 項の規定に基づき熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の設置者であることの認定の更新を受けようとする者	20,000円

別表12の項中第17号を第19号とし、第 3 号から第16号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 2 号を加える。

(3) 法第 9 条の 2 の 4 第 1 項の規定に基づき熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の設置者であることの認定を受けようとする者	33,000円
(4) 法第 9 条の 2 の 4 第 2 項の規定に基づき熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の設置者であることの認定の	20,000円

更新を受けようとする者

附 則

この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

島根県農業技術センター分析等手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 3 月 11 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 14 号

島根県農業技術センター分析等手数料条例の一部を改正する条例

島根県農業技術センター分析等手数料条例（昭和26年島根県条例第67号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「又は食品」を削り、「、試験等」を「等（分析に係る成績書の複本の交付を含む。）」に改める。

別表 2 の表を削り、別表 1 の表中

「1 農業に関する分析等

分析等の種類	分析等の内容	手数料の額
--------	--------	-------

を

分析等の種類	分析等の内容	手数料の額
--------	--------	-------

に

改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に行われているこの条例による改正前の島根県農業技術センター分析等手数料条例第 1 条の規定による食品に関する各種の分析、試験等の依頼（以下「改正前の条例の規定による依頼」という。）は、島根県産業技術センター条例（平成13年島根県条例第49号）第 5 条第 1 項の規定による分析等の依頼とみなす。この場合において、当該改正前の条例の規定による依頼に係る手数料の額については、同条例第 5 条第 3 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例をここに公布する。

平成 23 年 3 月 11 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 15 号

島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 雲南市及び仁多郡奥出雲町に設置された尾原ダムの周辺地域において、スポーツを中心とした交流を促進することにより地域の活性化を図るため、島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設（以下「スポーツ施設」という。）を別表第 1 のとおり設置する。

(開場時間)

第 3 条 スポーツ施設の開場時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、知事は、必要があると認めるときは、開場時間を変更することができる。

(休業日)

第 4 条 スポーツ施設の休業日は、次に掲げる日とする。

- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に当たるときは、その翌日以降の最初の休日でない日）
- (2) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで

2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要があると認めるときは、休業日を変更することができる。

(使用の許可)

第 5 条 スポーツ施設の施設及び設備で別表第 2 に掲げるもの（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 知事は、施設等の使用の目的、方法等が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の財産上の利益になるおそれがあると認められるとき。
- (3) スポーツ施設の施設又は設備を損壊し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、スポーツ施設の管理上支障があると認められるとき。

3 知事は、スポーツ施設の管理上必要があると認めるときは、第 1 項の許可に条件を付することができる。

（許可の取消し等）

第 6 条 知事は、前条第 1 項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するとき、又はスポーツ施設の管理上特に必要があると認めるときは、許可を取り消し、同条第 3 項の規定により許可に付した条件を変更し、又は使用の中止を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 前条第 3 項の規定により許可に付した条件に違反したとき。
- (3) 詐欺その他不正の手段により許可を受けたとき。

（使用料の納付）

第 7 条 使用者は、別表第 2 に定める使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、第 5 条第 1 項の許可を受けたときに納付しなければならない。ただし、知事が別に納期限を定めたときは、この限りでない。

（使用料の減免）

第 8 条 知事は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

（使用料の不還付）

第 9 条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、使用料の全部又は一部を還付す

ることができる。

- (1) 使用者が、使用者の責めに帰することができない理由により施設等を使用することができなくなったとき。
- (2) 知事が、スポーツ施設の管理上特に必要があるため第 6 条の規定により許可を取り消したとき。
- (3) 使用者が、使用開始の日前で規則で定める日までに使用の中止を申し出たとき。

(使用権の譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、施設等の使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(入場の制限)

第11条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、スポーツ施設への入場を拒否し、又はスポーツ施設から退去させることができる。

- (1) スポーツ施設の施設又は設備を損壊し、又は滅失するおそれがある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる行為をする者
- (3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれのある物を携行する者
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、スポーツ施設の管理上支障があると認められる者

(損害賠償)

第12条 使用者は、故意又は過失によりスポーツ施設を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(原状回復義務)

第13条 使用者は、施設等の使用が終わったとき、又は第 6 条の規定により許可を取り消され、若しくは使用の中止を命ぜられたときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第15条 知事は、詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額（当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。）以下の過料を科することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年 5 月15日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、別表第 1 及び別表第 2 中島根県さくらおろち湖ボート競技施設に係る部分は規則で定める日から施行する。

（準備行為）

- 2 第 5 条の許可に関し必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表第 1（第 2 条関係）

名 称	位 置
島根県さくらおろち湖自転車競技施設	雲南市
島根県さくらおろち湖ボート競技施設	

別表第 2（第 5 条、第 7 条関係）

1 島根県さくらおろち湖自転車競技施設

区 分	単 位	使用料	
会議室	午前 9 時から午後 1 時まで	630円	
	午後 1 時から午後 5 時まで	630円	
	午前 9 時から午後 5 時まで	1,260円	
	その他の時間 1 時間までごと	180円	
シャワー室	冷水シャワー	1 人 1 回につき	50円
	温水シャワー	1 人 1 回につき	230円

外部電源		午前 9 時から午後 1 時まで	140円
		午後 1 時から午後 5 時まで	140円
		午前 9 時から午後 5 時まで	290円
		その他の時間 1 時間までごと	40円
附属設備	放送機材	1 式 4 時間につき	130円
	決勝審判台	1 台 4 時間につき	110円
	周回表示器	1 台 4 時間につき	40円
	表彰台	1 台 4 時間につき	40円
	テント	1 式 1 日につき	850円
	ホワイトボード	1 台 1 日につき	30円
	長机	1 脚 1 日につき	60円
	椅子	1 脚 1 日につき	30円
広場等			—

2 島根県さくらおろち湖ボート競技施設

区 分		単 位	使用料
会議室		午前 9 時から午後 1 時まで	290円
		午後 1 時から午後 5 時まで	290円
		午前 9 時から午後 5 時まで	580円
		その他の時間 1 時間までごと	80円
シングルスカ ル艇	使用期間 1 年 未満	1 艇 1 月につき	480円
	使用期間 1 年	1 艇につき	5,790円
ダブルスカ ル艇	使用期間 1 年 未満	1 艇 1 月につき	560円

艇保 管庫	クオドプル 艇	使用期間 1 年	1 艇につき	6,890円
		使用期間 1 年 未満	1 艇 1 月につき	770円
	ナックルフ ォア艇	使用期間 1 年	1 艇につき	9,380円
		使用期間 1 年 未満	1 艇 1 月につき	650円
	エイト艇	使用期間 1 年	1 艇につき	7,820円
		使用期間 1 年 未満	1 艇 1 月につき	1,050円
	シャワー室	冷水シャワー	1 人 1 回につき	50円
		温水シャワー	1 人 1 回につき	230円
外部電源		午前 9 時から午後 1 時まで	140円	
		午後 1 時から午後 5 時まで	140円	
		午前 9 時から午後 5 時まで	290円	
		その他の時間 1 時間までご と	40円	
附属設備	シングルスカ ル艇	1 艇 4 時間につき	150円	
	ダブルスカ ル艇	1 艇 4 時間につき	330円	
	審判艇	1 艇 4 時間につき	730円	
	作業船	1 隻 4 時間につき	880円	
	発艇設備	1 式 4 時間につき	1,050円	
	放送設備	1 式 4 時間につき	100円	
	競技用具	1 式 4 時間につき	60円	
	長机	1 脚 1 日につき	60円	

	椅子	1 脚 1 日につき	30円
ボートコース			—
配艇場等			—

備考

- 1 その他の時間とは、午前零時から午前 9 時まで又は午後 5 時から午後 12 時までの時間をいう。
- 2 使用料の額が 1 時間又は 4 時間ごとの金額で定められている施設等の使用時間が 1 時間未満又は 4 時間未満であるときは当該使用時間を 1 時間又は 4 時間として計算し、使用時間が 1 時間以上又は 4 時間以上であって 1 時間未満又は 4 時間未満の端数の時間があるときは当該端数の時間を 1 時間又は 4 時間として計算する。
- 3 使用料の額が 1 日ごとの金額で定められている施設等の使用期間が 1 日未満であるときは当該使用期間を 1 日として計算し、使用期間が 1 日以上であって 1 日未満の端数の期間があるときは当該端数の期間を 1 日として計算する。
- 4 艇保管庫の使用期間が 1 月未満であるときは当該期間を 1 月として計算し、使用期間が 1 月以上であって 1 月未満の端数の期間があるときは当該端数の期間を 1 月として計算する。
- 5 審判艇及び作業船の燃料については、使用料に含まれない。

島根県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 3 月 11 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 16 号

島根県営住宅条例の一部を改正する条例

島根県営住宅条例（昭和34年島根県条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表中「羽入団地」を「羽入団地
南廻山団地」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（松江市及び八束郡東出雲町の合併による同町の同市への編入に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正）

2 松江市及び八束郡東出雲町の合併による同町の同市への編入に伴う関係条例の整理に関する条例（平成22年島根県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第 8 条のうち島根県営住宅条例別表の改正規定中

「 「穴道緑が丘団地
を 揖屋団地 を を
羽入団地」」 「穴道緑が丘団地
揖屋団地
羽入団地 に、
南廻山団地」」

「 「

江津中央団地	
揖屋団地	八束郡東出雲町
羽入団地	

 を を
」 」

江津中央団地		を に改める。
揖 屋 団 地	八束郡東出雲町	
羽 入 団 地		
南廻山団地		

島根県企業局職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 3 月 11 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 17 号

島根県企業局職員定数条例の一部を改正する条例

島根県企業局職員定数条例（平成19年島根県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「93人」を「83人」に改める。

附 則

この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 3 月 11 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 18 号

県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年島根県条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「教頭」の次に「、主幹教諭」を加える。

第25条の 2 第 2 項中「11,700円」を「8,000円」に改める。

第25条の 3 第 1 項中「教頭」の次に「、主幹教諭」を、「を担任する」の次に「主幹教諭又は」を加える。

第25条の 4 第 1 項中「限る。）」の次に「、主幹教諭（本務として定時制の課程若しくは通信制の課程に関する校務の一部を整理する者又は本務として定時制の課程における教育若しくは通信制の課程における教育に従事する者に限る。）」を加え、同項第 1 号中「整理する者」の次に「、主幹教諭のうち本務として定時制の課程に関する校務の一部を整理する者又は本務として定時制の課程における教育に従事する者」を加え、同項第 2 号中「整理する者」の次に「、主幹教諭のうち本務として通信制の課程に関する校務の一部を整理する者又は本務として通信制の課程における教育に従事する者」を加える。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 (第 4 条関係)

高等学校等教育職給料表

教育職 員の区 分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	148,800	192,800	254,100	330,600	423,100
	2	150,300	194,500	256,900	332,900	425,000
	3	151,800	196,200	259,700	335,200	426,900
	4	153,300	197,900	262,500	337,500	428,800
	5	154,900	199,700	265,100	339,800	430,700
	6	156,800	201,400	267,800	342,100	432,600
	7	158,600	203,100	270,400	344,400	434,500
	8	160,400	204,800	273,000	346,700	436,400
	9	162,200	206,600	275,600	348,900	438,200
	10	164,300	208,500	278,300	351,100	440,000
	11	166,300	210,400	281,000	353,300	441,900
	12	168,300	212,300	283,700	355,500	443,800
	13	170,300	214,000	286,400	357,700	445,600
	14	172,500	216,000	289,100	359,700	447,500
	15	174,700	218,000	291,800	361,800	449,400
	16	176,900	220,000	294,500	363,900	451,300
	17	179,200	221,900	297,200	365,900	453,100
	18	181,800	224,600	299,900	367,900	455,000
	19	184,300	227,300	302,600	369,900	456,900
	20	186,800	230,000	305,300	371,900	458,800
	21	189,300	232,800	308,000	374,000	460,600
	22	191,000	235,700	310,700	376,000	462,500
	23	192,700	238,600	313,400	378,000	464,400
	24	194,400	241,500	316,100	380,000	466,200
	25	195,900	244,300	318,800	381,600	468,000
	26	197,600	247,100	321,200	383,500	469,700
	27	199,300	249,900	323,600	385,400	471,400
	28	201,000	252,700	326,000	387,300	473,100
	29	202,500	255,500	328,400	389,200	474,900
	30	204,200	258,100	330,500	391,200	476,600
	31	205,900	260,700	332,700	393,200	478,200
	32	207,600	263,300	334,900	395,200	479,900
	33	209,200	265,700	337,100	397,100	481,600
	34	211,000	268,300	339,300	398,800	482,600
	35	212,800	270,800	341,500	400,500	483,600
	36	214,600	273,300	343,700	402,300	484,600

	37	216,300	275,800	345,900	403,900	485,700
	38	218,100	278,400	348,100	405,500	
	39	219,900	281,000	350,300	407,100	
	40	221,700	283,600	352,500	408,700	
	41	223,600	286,100	354,700	410,400	
	42	225,400	288,700	356,800	412,000	
	43	227,200	291,200	358,900	413,600	
	44	229,000	293,700	361,000	415,200	
	45	230,900	296,000	363,100	416,900	
	46	232,600	298,700	365,200	418,500	
	47	234,300	301,400	367,200	420,100	
	48	236,000	304,100	369,300	421,700	
	49	237,600	306,600	371,200	423,400	
	50	239,300	309,100	373,100	425,000	
	51	241,000	311,600	375,100	426,600	
	52	242,700	314,100	377,100	428,200	
	53	244,100	316,500	379,100	429,900	
	54	245,800	318,700	380,900	431,500	
	55	247,400	320,900	382,700	433,100	
	56	249,100	323,100	384,500	434,700	
	57	250,600	325,400	386,200	436,400	
	58	252,200	327,600	387,900	438,000	
	59	253,800	329,800	389,600	439,500	
	60	255,400	331,900	391,300	441,100	
	61	257,000	334,100	393,000	442,800	
	62	258,600	336,300	394,500	444,400	
	63	260,200	338,500	396,000	446,000	
	64	261,700	340,700	397,400	447,600	
	65	263,200	342,900	398,900	449,300	
	66	264,900	345,100	400,400	450,900	
	67	266,500	347,300	401,900	452,500	
	68	268,200	349,500	403,400	454,100	
	69	269,700	351,500	404,900	455,700	
	70	271,200	353,600	406,300	457,300	
	71	272,700	355,700	407,700	458,900	
	72	274,200	357,800	409,100	460,500	
	73	275,500	359,600	410,500	462,000	
	74	276,900	361,500	411,900	463,000	
	75	278,300	363,500	413,300	464,000	
再任用	76	279,700	365,400	414,700	465,000	
教育職	77	281,100	367,400	416,100	465,800	
員以外	78	282,300	369,100	417,500		
の教育	79	283,500	370,800	418,800		
職員	80	284,700	372,500	420,200		

81	286,000	374,200	421,600
82	287,200	375,700	422,900
83	288,400	377,200	424,200
84	289,600	378,700	425,500
85	290,900	380,200	426,800
86	292,100	381,700	428,000
87	293,300	383,200	429,200
88	294,500	384,700	430,400
89	295,700	386,100	431,600
90	296,900	387,500	432,700
91	298,100	388,900	433,800
92	299,300	390,300	434,900
93	300,100	391,800	436,000
94	301,300	393,100	437,100
95	302,500	394,400	438,200
96	303,700	395,700	439,300
97	304,700	397,100	440,400
98	305,800	398,100	441,200
99	306,900	399,200	442,000
100	308,000	400,300	442,800
101	308,900	401,400	443,600
102	310,000	402,500	444,200
103	311,100	403,600	444,800
104	312,200	404,700	445,400
105	313,100	405,600	445,900
106	314,000	406,600	446,500
107	314,900	407,600	447,100
108	315,800	408,600	447,700
109	316,800	409,500	448,300
110	317,400	410,400	
111	318,000	411,300	
112	318,600	412,200	
113	319,300	412,900	
114	319,800	413,700	
115	320,300	414,500	
116	320,800	415,300	
117	321,400	416,100	
118	321,900	416,900	
119	322,400	417,600	
120	322,900	418,400	
121	323,500	419,200	
122	324,000	419,700	
123	324,500	420,200	

	124	325,000	420,700			
	125	325,600	421,100			
	126	326,000	421,600			
	127	326,400	422,100			
	128	326,800	422,600			
	129	327,100	423,000			
	130	327,500	423,500			
	131	327,900	424,000			
	132	328,300	424,500			
	133	328,500	424,900			
	134	328,800	425,400			
	135	329,100	425,900			
	136	329,400	426,400			
	137	329,800	426,800			
	138	330,000				
	139	330,300				
	140	330,600				
	141	330,900				
	142	331,200				
	143	331,500				
	144	331,800				
	145	332,100				
	146	332,400				
	147	332,700				
	148	333,000				
	149	333,200				
	150	333,500				
	151	333,800				
	152	334,100				
	153	334,300				
再任用 教育職 員		234,700	278,600	308,000	336,700	423,100

備考 この表の適用を受ける教育職員でその職務の級が 3 級であるものの給料月額、この表の額に 7,700 円をそれぞれ加算した額とする。

別表第 2 中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 特 2 級 高等学校又は特別支援学校の主幹教諭の職務

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

(職務の級及び号給の切替え)

2 この条例の施行の日における教育職員の職務の級及び号給の切替えは、この条例による改正後の県立学校の教育職員の給与に関する条例別表第 1 に規定する職務の級（特 2 級を除く。）及び号給をこの条例による改正前の県立学校の教育職員の給与に関する条例別表第 1 に規定する当該職務の級及び号給と同一のものとみなして行う。

(教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

3 教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年島根県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「の給料表の 1 級若しくは 2 級」を削り、「若しくは特 2 級」を「又は特 2 級」に改める。

市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 3 月 11 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 19 号

市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和29年島根県条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第19条の 8 第 2 項中「11,700円」を「8,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 3 月 11 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 20 号

県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例

(県立学校の職員定数条例の一部改正)

第 1 条 県立学校の職員定数条例（昭和31年島根県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「1,638人」を「1,627人」に、「196人」を「195人」に、「957人」を「934人」に、「81人」を「80人」に改める。

(市町村立学校の教職員定数条例の一部改正)

第 2 条 市町村立学校の教職員定数条例（昭和31年島根県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「5,280人」を「5,277人」に、「365人」を「361人」に改める。

附 則

この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例及び県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 3 月 11 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 21 号

県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例及び県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第 1 条 県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例（昭和31年島根県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「教頭」の次に「、主幹教諭」を加える。

(県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第 2 条 県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和47年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項、第 7 条第 1 項、第 8 条第 1 項及び第10条第 1 項中「教頭」の次に「、主幹教諭」を加える。

附 則

この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

島根県立青少年社会教育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 3 月 11 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 22 号

島根県立青少年社会教育施設条例の一部を改正する条例

島根県立青少年社会教育施設条例（平成 3 年島根県条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表の 2 の(1)の(ア)の表中

第 5 研修室	1,480	1,980	1,980	3,480	3,980	5,480	を に
第 6 研修室	260	350	350	610	690	950	

改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例の施行の日以後の使用に係る島根県立青少年の家の施設及び設備の使用の許可に関し必要な準備行為は、同日前においても行うことができる。